

非核三原則の堅持を求める意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり、瀬戸市議会会議規則（昭和32年瀬戸市議会規則第1号）第12条第1項の規定により提出します。

令和8年6月23日

瀬戸市議会議長 高島 淳 殿

提出者 瀬戸市議会議員

賛成者 //

//

浅井 寿美
新井 由美
原 誠

8年議員提出第4号議案

非核三原則の堅持を求める意見書

1971年(昭和46年)、当時の佐藤栄作内閣の時代に決議された非核三原則「核兵器を持たず、つくらず、持ち込ませず」は、以来歴代内閣において国是とされてきた。

我が国は唯一の被爆国として、核軍縮・核廃絶を発信してきており、一昨年には、日本原水爆被害者団体協議会がノーベル平和賞を受賞するなど、国際社会における日本の役割は日を追って大きくなっている。本市も、核兵器廃絶の内容を盛り込んだ平和都市宣言を行い、平和を願う思いを発信している。

一方で、安全保障関連三文書の改訂に向けた議論の中で、非核三原則の見直しの議論が与党内で開始され、多くの懸念する声が上がっている。世界情勢が厳しさを増している今だからこそ、わが国が核兵器のない世界の実現に向けた取組みのイニシアチブをとるべきである。

よって、政府において、核兵器廃絶を通じて世界の恒久平和を実現するため、国是としての非核三原則を堅持するよう強く要請する。

地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

2026年6月25日

愛知県瀬戸市議会

衆議院議長	森 英介	殿
参議院議長	関口昌一	殿
内閣総理大臣	高市早苗	殿
外務大臣	茂木敏充	殿

(理由)

この案を提出するのは、国に対し非核三原則を国是として堅持することを求める必要があるからである。